

第 5 7 号議案

桶川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

桶川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年桶川市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(職員) 第10条 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の <u>指定都市</u> の長が行う研修を修了したものでなければならない。	(職員) 第10条 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の <u>指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市</u> の長が行う研修を修了したものでなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年 8 月 2 8 日提出

桶川市長 小 野 克 典

提 案 理 由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。